

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)
地域名 (地域内農業集落名)	松沢地区 (松沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 2月 16日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・当該地区の水田は昭和50年代に基盤整備事業が終了し30アール区画に整備され、水稻を中心に、ソバや果樹(身しらず柿)などの栽培が行われている。 ・地区の農地は山際に位置するため、一部を除くほぼ全域が、中山間地域等直接支払交付金事業の対象エリアとなっている。そのため、農地の畦畔が大きく農地の維持管理(草刈り等)が過大な負担となっている状況にある。 ・水路や農道等の維持管理は、中山間地域等直接支払交付金事業の組織が中心に、集落ぐるみで行っているが、農業者の高齢化により作業が年々困難になってきている。 ・農地の大半は、地域内の中心的な担い手により耕作され、地域外からの入作者は少ない状況であるが、今後は農業者の高齢化により、担い手の確保が課題となってくる。 <p>【地域の基礎的データ】農業者:20人(農林業センサス) 認定農業者:5人 新規就農者:0人 主な作物:水稻、ソバ、果樹(カキ)等</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・集落内の農業者により水稻を中心に耕作していくが、今後、担い手の高齢化が進んでおり、地域外からの担い手についても受け入れを進めていく。 ・集落内の農村環境の維持するため、引き続き中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、組織及び集落全体で管理を行っていく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> ・主として、中山間地域等直接支払交付金事業の対象地域とする。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内外の認定農業者や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業から40年以上が経過していることから、老朽化した農道・水路については集落や耕作者の意向を踏まえて、中山間地域等直接支払交付金事業を活用し簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後、後継者不足や高齢農家の離農により農業従事者が減少し農地の保全管理が困難になること予想されるため、集落並びに既存の中山間地域等直接支払交付金事業の活動組織が連携し、地域内農業者の育成と、新規就農者や入作者をサポートしていき、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内外の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図り農業経営を維持できる体制をつくる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣による被害を未然に防止するため、電柵等の設置を町と連携を図りながら対策を行っていく。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、組織及び集落が一体となり農地や農道・水路の維持管理を行っていく。